

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名 (市町村コード)	高島市 (252123)	
地域名 (地域内農業集落名)	高島地域 野田地区 (野田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月29日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・水稻栽培が中心。  
 ・傾斜地で農地の保全に労力を要する。  
 ・農業従事者の高齢化と後継者不足が大きな課題である。  
 ・地区内農業者が減少する中で、自然と担い手への集積・集約が進んで来たが、これ以上の規模拡大には限界があるため、農地の減少・引継ぎも考慮した今後の農地利用について、周辺地域の担い手の入り作も含めて協議していく必要がある。  
 ・大規模担い手に耕作を依頼し、将来的にはほとんどの農地を任すことになるが、水の管理、除草作業等の維持管理の課題が残る。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、今後は生産性の高い農業も検討し、収益性を向上させる。  
 ・条件が悪い農地も将来的に荒廃しないよう、粗放的な管理に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・ある程度の集積・集約が進んできているので、さらなる集積・集約が進むように検討・協議を継続していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・担い手への農地集積・集約が進むように目標地図の見直しを進め、農地中間管理機構を通じた農地の貸借を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
・集落内の農業従事者が少なくなり、施設の維持は困難な状況になってきている。他地域の取り組みも研究し、できる内容を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・現在は集落内で耕作する担い手への集約を進めていく考えであるが、新規で就農を希望する者が現れた場合は、担い手として育成していけるよう、関係機関と連携し相談にのる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・JA等から情報提供を受け、必要があれば適時検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	✓ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②環境こだわり農業の取組を継続・拡大する。
- ⑩目標地図と異なる利用を検討する場合は、随時組合内で対応を協議し、計画の変更を市に申し出る。